

# 令和4年度 浅川中学校学校経営方針

## [学校経営の基本方針]

日本国憲法、教育基本法をはじめとする関係法規や教育振興計画、学校教育指導重点、笛吹市の教育ビジョンに基づき、また、本校の教育環境や学校教育に求められている保護者や地域の願いに、社会が抱える今日的な課題等を踏まえて学校経営方針を策定した。

学校教育は生徒の知・徳・体のバランスが取れた全面発達をめざして行われるものであるが、自然災害の多発や新型コロナウイルスの世界的な感染拡大、国民の生活にも大きな影響を与える国際紛争など、社会が不安定化する状況下にあっては、生徒や職員の安全を第一に考え、安心して活動できる学校づくりをすすめていくことが学校経営の基本と捉えている。そのために、安全対策並びに安全教育の充実を図り、保護者や地域、関係機関等の理解と協力を得て学校運営を行っていく。

学校教育目標の具現化では、生徒に生きる力を育む教育を根幹に据えて、生徒の実態把握を適切に行うとともに、それらを踏まえて個性や能力の伸長を図り、生き生きと活動する生徒を育成する。その為に、主体的で、対話的な学びや体験活動を取り入れた授業、キャリア教育、言語活動、ITC教育、道徳教育等を推進し、健康・体力向上などを踏まえた適切な教育課程の編成と実施に努める。

さらに、職員の資質を向上し、保護者や地域等と密接に連携して学校の教育力を高め、保護者や地域に信頼される学校をめざしていく。その為に、我々職員は、教職に対する情熱や使命感、専門家としての力量、総合的な人間力を向上させ、協働の精神を發揮して、相互に補完し合い、組織として学校運営にあたる。また、学校教育活動の様子を保護者や地域に発信するとともに地域の教育力を活用し、学校評価を適切に行い、学校と家庭や地域、行政等と連携し、4者で協力して生徒の健全育成を行っていく。とりわけ、学校と家庭は緊密に連携して一緒に育てていくことを常とする。

なお、本校を取り巻く環境と施設・設備、人的配置などの教育条件を生かして、きめ細かな指導、教育相談活動、部活動を本校の特色ある教育活動として充実していきたいと考えている。

## I 学校教育目標

知と愛に満ちた健康でたくましい生徒の育成

### 【学校教育目標について】

「知」とは知識と知恵である。知識は活用してこそ真の知識となる。知恵は考える力、課題を解決できる力である。

「愛」とは、他者の存在を認め尊重できる思いやりの心とでもいうべきものである。また、他者への愛は自己の存在を認め尊重する心でもある。

「健康」とは、心身ともに壮健で、しなやかで挫けない精神と身体を備えている状態である。

## II めざす生徒・学校・教師像

### 1. めざす生徒像

(1) 自ら学び・考え・判断し、主体的に行動できる生徒（確かな学力）

- 基礎的・基本的な知識や技能を身につけた生徒
- 思考力・判断力・表現力などの課題解決力を身につけた生徒
- 学習や課題に意欲的に取り組む生徒

(2) 豊かな人間性や社会性を身につけた生徒（豊かな心）

- ふるさとを愛し、相手を思いやる優しい心や豊かな感性を身につけた生徒
- 仲間とともに活動できる対人関係能力を身につけた生徒
- 規範意識を身につけたきまりを守る生徒

(3) 夢や希望をもち、健康でたくましい生徒（健やかな体）

- 夢や希望を持ち、粘り強く実現に取り組む生徒
- 基本的な生活習慣を身につけた生徒
- 健康や安全に気をつけて生活する生徒
- 諸活動を通して心身の向上に努める生徒

### 2. めざす学校像

- 生徒や職員が安心して活動できる学校
- 生徒や職員が生き生きと活動する学校
- 生徒に生きる力を育む学校
- 生徒・保護者・地域に信頼される学校

### 3. めざす職員像

- 生徒に対する愛情や思いやりをもった職員
- 職に対する使命感や誇り、情熱、向上心をもった職員
- 教育の専門家としての力量を身につけた職員
- 豊かな人間性や社会性など、総合的な人間力を身につけた職員
- 協同して生徒の教育にあたる職員

## III 学校経営の柱と重点項目

### 1. 信頼される学校づくり

- (1) 服務規律の確保
  - ①職務上の義務・・職務専念義務、法令及び職務上の命令に従う義務、秘密を守る義務
  - ②身分上の義務・・信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等の従事の制限
- (2) 開かれた学校づくり
  - ①保護者、地域との連携、
  - ②情報発信と分かりやすい説明

### 2. 安全対策・安全教育（安全対策と安全管理能力の育成）

- (1) 安心・安全対策の充実
  - ①施設・設備の日常点検活動の実施
  - ②授業中、休み時間や放課後等の安全対策
  - ③交通・防犯・防災への安全対策（交通安全対策、防犯・防災対策など）
  - ④巡回パトロール実施
  - ⑤関係機関との連携
- (2) 安心・安全教育の充実
  - ①一人ひとりが大切にされる学年・学級づくり（生徒理解と心の居場所づくり）
  - ②安全教育の充実（日常生活、交通安全、防犯・防災、情報教育など）
  - ③自分たちの命、心と体は自分たちで守ることの意識化

### 3. 生きる力を育む教育（生きる力を育む教育課程の編成と実施、生徒理解に基づいた生徒指導）

- (1) 確かな学力の育成（学習指導の推進）
  - ①生徒の適切な実態把握と能力伸長及び個に応じた指導
  - ②わかる授業、楽しい授業の創造（教材教具の工夫、指導過程の工夫、学習形態の工夫、指導と評価の一体化）
  - ③基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得に向けた指導
  - ④思考力、判断力、表現力等、課題解決力育成に向けた指導（体験的な学習や課題解決的な学習の重視）
  - ⑤学習意欲の喚起・向上に向けた取組
  - ⑥家庭学習、学習習慣確立に向けた取組
  - ⑦学習規律確立に向けた取組
  - ⑧言語活動、理数教育の充実
  - ⑨ICT機器等の活用
- (2) 豊かな心の育成（心の教育の推進）
  - ①教育相談活動の充実
  - ②体験活動の充実
  - ③道徳教育の充実
  - ④読書活動の充実
  - ⑤郷土愛・伝統・文化に関する教育の充実
  - ⑥福祉教育、環境教育の充実
  - ⑦異年齢集団の交流充実
  - ⑧合唱活動の充実
- (3) 健やかな体の育成（健康・体力づくりの推進）
  - ①基本的な生活習慣確立に向けた取組
  - ②保健教育、食育の充実
  - ③健康診断・体力測定結果を踏まえた指導の充実
  - ④部活動の充実と体力向上に向けた取組
- (4) キャリア教育の推進
  - ①適切な進路指導とキャリアパスポートの活用
  - ②職場体験や職業講話等の推進
  - ③小・中・高等学校との連携推進

#### 4. 保護者・地域との連携

- |  |
|--|
| <p>(1) 保護者や地域への情報提供と連携</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①家庭訪問や個別懇談の有効活用</li><li>②学校・学年・学級便りの発行、各種便り、HPの充実</li><li>③基本的な生活習慣や学習習慣確立に向けた家庭への支援の充実</li><li>④学校開放日は特に設けないが、授業日であるかぎり、また、可能な限り教育関係者はもとより保護者、地域住民の来校を受け入れ、開かれた学校づくりを推進する。</li></ul> <p>(2) 地域の教育力の活用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①保護者やボランティア、地域人材の積極的な活用</li><li>②県内や地域の施設・設備の活用</li><li>③PTAや学校評議員、地域住民との連携推進</li></ul> <p>(3) 小中連携した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①あいさつ、家庭学習、生徒指導等について、互いの取り組みを交換し合う。</li><li>②小学校の指導を尊重して、中学生活への抵抗感を軽減する。</li><li>③小中が連携した教育活動を通して、中学校の特色を際立てた指導を行う。</li></ul> |
|--|

#### 5. 学校の教育力の向上

- |  |
|--|
| <p>(1) 職員の資質向上・指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①校内研修、個人研修の充実及び関係機関の活用・連携</li><li>②教職員評価を踏まえた一人一実践授業の実施</li><li>③生徒と向き合う時間の確保</li><li>④厳正なサービスの徹底</li></ul> <p>(2) 学校運営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①チームとしての対応が可能な組織の構築と運営</li><li>②職員間の連携を基盤にした運営（報告・連絡・相談の徹底と迅速・誠実対応）</li><li>③学校経営を基盤にした学年・学級経営</li><li>④学校評価の活用推進</li></ul> <p>(3) 教育条件の活用に係る特色ある教育活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①きめ細かな学習・生徒指導</li><li>②スクールカウンセラーを活用した教育相談</li><li>③充実した部活動</li></ul> |
|--|

#### IV 重点取組並びに改善内容

☆本校の生徒実態と笛吹市教育ビジョンを踏まえて、「しあわせ運動」を展開する。

「しあわせ運動」とは、学校生活における「姿勢、挨拶、忘れ物、清掃」の4点を、学校生活の基本事項として、職員及び生徒の日常活動に反映させて取り組んでいく。教職員自ら「しあわせ運動」の範を示す。

##### 1. 安全対策・安全教育

- (1) 交通事故0をめざす
- ①登下校指導や街頭指導などで、交通安全教育を徹底する。
  - ②交通安全教室を実施する
- (2) 防犯・防災管理能力の向上をめざす
- ①情報通信機器を適切に使用できるようにするための学習会を実施する。
  - ②薬物乱用防止教室を実施する。
  - ③交通災害、自然災害、犯罪から身を守るための教育を充実させる。

##### 2. 生きる力を育む教育

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた生徒の育成
- ①学習規律と家庭学習の取組は、全校をあげて取り組む。
  - ②学力向上の一環として、中間テスト前は5日、期末テスト前は7日を諸活動停止とする。
  - ③学力向上と心身の健康を踏まえて、週休日の活動は少なくとも1日は休養日とする。  
\*詳細は別紙「令和3年度 部活動の運営方針について」による

##### 3. 浅川中生徒課題及び今日的な課題対応

- (1) けじめのある生活をめざす
- ①TPOに応じた言動ができる生徒を育成するために、リーダーの支援と育成、職員の共通理解のもとに継続した指導を行う。（当たり前の事が当たり前でできる生徒）
  - ②学校生活の決まりについて考えさせ、見直すべきものは見直しながら生徒自ら決まりを守ろうとする姿勢を育てる。

- (2) いじめ解消と不登校生徒の学校復帰と新たな不登校生徒0をめざす

- ①いじめアンケートを実施するとともに、防止策・解決策を構築して実施する。
  - ②自分で考えて、自分で決めて、次の一歩を踏み出す指導を継続する。
4. 学校の教育力の向上
- (1) 学校運営の充実を図る
    - ①教職員一人一人が資質向上を図る。
    - ②職員間の報告・連絡・相談を徹底し、迅速・誠実な対応を行う。